

青森県報

第四千二百七十号

平成二十九年
三月六日
(月曜日)

目次

告示

潜水調査業務の競争入札参加資格	（水産振興課）	一
土地収用法による事業の認定	（監理課）	六
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	（会計管理課）	七
出先機関		
土地改良区の役員の退任	（中南地域 民局）	八
監査委員		
監査結果に対する措置の公表	（事務局）	八
右 同	（同）	八

告示

青森県告示第百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十九年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間において、潜水調査業務（水域においてスクーパー潜水器を用いて潜水し、水域中の底質や生物の採取、観察等を行い、県に採取物、撮影写真・ビデオ、観察スケッチ、測定記録等を成果品として納入する業務をいう。以下同じ。）の委託契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を次のとおり定めたので、同令第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の十一第三項において準用する同令第百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十九年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、次のとおりである。

- 潜水調査業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- 三に規定する潜水業者資格審査申請書（添付書類を含む。）の重要な記載事項について記載し、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。
- 潜水調査業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

二 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十九年四月一日から同月三十日までとする。ただし、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

三 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、潜水業者資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、農林水産部水産局水産振興課へ提出して行わなければならない。

- 会社概要（第二号様式）
- 経営規模総括表（第三号様式）
- 潜水調査等実績調書（直前二年分）（第四号様式）
- 潜水技術者等経歴書（第五号様式）
- 潜水器具・装置の設備状況（第六号様式）
- 貸借対照表（直前二年の各事業年度における決算によるもの）
- 損益計算書（直前二年の各事業年度における決算によるもの）
- 申請者の登記事項証明書等
- 納税証明書（次に掲げる税目について、未納及び滞納がないことの証明）
 - 法人の場合
 - 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税
 - 個人事業者の場合

消費税及び地方消費税、個人事業税、個人住民税

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による通知において指定する日から平成三十一年五月三十一日までとする。

六 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、潜水業者資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第七号様式）を提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地又は住所
- 3 代表者の氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

第一号様式

平成 年 月 日

青 森 県 知 事

殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書

青森県が行う潜水調査業務の受託に係る資格の審査について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

会社概要

- 1 商号
- 2 所在地
- 3 設立
- 4 資本金
- 5 営業種目

経営規模総括表

商号又は名称	直前第2年度分決算		直前第1年度分決算		年間平均実績高 (1) + (2) 2	
	年 月から 年 月まで(1)	年 月から 年 月まで(2)	年 月から 年 月まで(2)	年 月から 年 月まで(2)		
平均生産額 又は販売額	千円	千円	千円	千円	千円	
自己資本金	区分	直前決算時	剰余(欠損) 金処分	計	決算後 増減額	合計
	資本金					
	積立金 (準備金)					
	次期繰越利益 (欠損金)					
	計					
職員数	技術関係職員 人		事務関係職員 人		その他(単純労 務等)職員 人	
	計		計		計	
	人		人		人	
経営比率	流動資産()千円					
	流動負債()千円 $\times 100 =$ %					
営業年数	創業		現組織への変更		営業年数	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		

(小数点以下切捨て)

第4号様式

潜 水 調 査 等 実 績 調 書

発 注 者	元請け又は 下請けの別	件 名	業務履行場所	請負代金 の額	着手年月	履行(予 定)年月

第5号様式

潜 水 技 術 者 等 経 歴 書

ふりがな 氏 名					
生年月日					
本 籍					
現 住 所					
最終学歴					
資格免許	種 類	番 号	取得年月日	備 考	
職 歴					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
潜 水 調 査 等 経 歴	潜 水 調 査 等 名	発注機関名			
従 事 期 間					
賞 罰					
上記の通り相違ありません。 平成 年 月 日 氏 名 印					

(注) 資格免許欄に記載した資格について、免許証の写しを添付すること。

青森県告示第百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について収用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定により併せて告示する。

平成二十九年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

三沢市

二 事業の種類

三沢駅前広場整備事業及びこれに伴う市道付替道路工事

三 起業地

1 収用の部分

青森県三沢市大字犬落瀬字古間木及び本町二丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、青森県三沢市大字犬落瀬字古間木及び本町二丁目地内に「三沢駅前広場」を整備する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第四号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第三条第一号に掲げる「道路法による道路に関する事業」に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業を施行するに当たり、市議会において執行するための予算が議決されており、本件事業に必要な予算措置が講じられている。

よって、起業者は十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 三沢駅は、地域住民や県内外利用者のための交通ネットワーク拠点として、三沢市内各地のほか、十和田市等の他市町村へつながる連絡駅としての役割を担っている。

しかし、平成二十四年四月に十和田観光電鉄が廃線となったことにより、駅の利用形態が、鉄道から鉄道へ乗り換えるための駅から、鉄道からバスへ乗り換えるための駅に変化した。これにより乗り換え時間の連携が悪くなり、利用者の待ち時間が長く、多くの滞留者が存在することとなった。

現状、駅舎内にある待合所は規模が小さく、自由通路にまで人があふれており、冬季は扉のない通路からの風にさらされ、夏季は空調がなく、待ち時間を快適に過ごすことができない状況にある。

また、三沢駅は三沢市の陸の玄関口であり、観光主要交通機関としての役割を担っているが、観光客に対する充実したスペースがなく、観光案内としては冊子を置いているのみである。

また、三沢駅西口前の交通状況については、隣接する県道（主要地方道三沢十和田線）で交通混雑が発生している。そこにはいくつかの要因があるが、その一つとして、三沢駅前交差点が変則的になっていることにより、右折車が多くなると交通混雑を招くことが挙げられる。また、駅前にターミナルはあるものの、路線バスがターミナル内に進入できず、バスレーンのない県道に停留所が設けられていることも交通混雑の要因となっている。

このような状況の中で三沢市は、「三沢駅周辺整備基本構想」を策定し、待合施設、観光案内所、交流施設等の複合施設の建設と、交通混雑状態を解消するため、三沢駅前交差点の改良、循環バス等の交通ターミナルの整備、既設市道の付替工事を計画している。

本件事業の完成により、三沢駅利用者の利便性の向上と地域の活性化、また、鉄道やバス等の交通連結機能の強化や交通混雑の解消を図ることができると認められる。

本件事業の施行による公共の利益は、相当程度存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではないこと、起業地は文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による埋蔵文化財包蔵地に該当しないこと、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による保護のため特別の措置を講ずべき動物種の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

(二) 起業者は、起業地を選定するに当たって、四箇所の候補地を挙げている。申請案と外三案を比較すると、申請案は交通事情が良いこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、

法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、鉄道やバス等の交通連結機能の強化や交通混雑の解消さらには観光・物産品等の情報提供による地域の活性化を図ることができるため、早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

三沢市役所政策部政策調整課

六 収用の手続が保留される起業地

青森県三沢市大字犬落瀬字古間木及び本町二丁目地内

青森県告示第百六十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月六日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 鮫支店 八戸市大字鮫町」

「 鮫支店 八戸市白銀三丁目」

「 白銀支店 八戸市大字白銀町」

「 白銀支店 八戸市白銀三丁目」

第二号の表中

「 青い森信用金庫篠田支店三内出張所 青森市大字三内」

「 青い森信用金庫篠田支店三内出張所 青森市大字三内」

「 青い森信用金庫篠田支店油川出張所 青森市大字油川」

「 青い森信用金庫油川支店 青森市大字油川」

を 改め、 を 改め、 を 削る。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、相馬土地改良区から、次のとおり役員の新出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年三月六日

中南地域農民同協 柏 木 司

役員 の 別	氏 名	住 所	退任の 年 月 日
監 事	清野 和弘	弘前市大字上湯口字青柳二二一	平成二九・一・六

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成29年 2月15日付け青森県報号外第6号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年 3月 6日

青森県監査委員	泉 山 哲 章
同	川 嶋 由紀子
同	夏 堀 浩 一
同	沼 尾 啓 一

監査箇所名	監査結果	措置の内容
公益社団法人あおもり農林業支援センター	延滞債権の解消に努めること。	滞納者に対する巡回訪問及び交渉の回数を増やし、分割返済

計画の作成や法的措置に基づく回収に一層努めていくとともに、適切な債権管理と内部審査の厳格化などにより、新たな延滞債権の発生防止に十分留意していくこととした。

監査結果に対する措置の公表

平成29年 2月15日付け青森県報号外第6号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年 3月 6日

青森県監査委員	泉 山 哲 章
同	川 嶋 由紀子
同	夏 堀 浩 一
同	沼 尾 啓 一

監査箇所名	監査結果	措置の内容
上北地域県民局地域健康福祉部	収入未済の解消に努めること。	各制度の利用・適用時において、権利義務について内容及び権利義務について未済について説明することや、収入未済について発生する可能性の未然防止等や債権発生を返還金が発生した場合を速やかに対象者に返還理由を説明し、返還者が滞ることがないよう指導し、履行期限までに納入を促すことについて督促状を発行し、母子父子等については、債権の一部を業者委託することとした。収入未済の解消を図るため、収入未済対策要綱・要領等に基づき、ケース・電話や文書、指導方針等を検討し、収入未済の解消に努める。

(発行所・発行人) 青森県報社 第二印刷部 青 森 県 報 社	(印刷所・販売人) 青森県第二印刷部 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価六〇〇円 二〇二五年四月十四日
---------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------